

要介護認定における留意点について

今般、提供いただいた事例の取りまとめに際し、既に「要介護認定等の実施について」（平成11年7月26日厚生省老人保健福祉局長通知 老発499号）、全国高齢者保健福祉関係主管課長会議資料等においてお示ししている留意事項を以下の通りまとめた。

今後、介護認定審査会における審査及び判定のみならず、要介護認定に携わる全ての者が、これらの点について留意し、より充実した要介護認定業務を推進していただきたい。

1 基本調査について

- 基本調査の実施に当たっては、「認定調査票記入の手引き」について十分に確認の上、調査を実施されたい。
- また、痴呆性高齢者については、痴呆症状にとらわれるあまり、随伴する身体状況等に関して、いわゆる「チェック漏れ」がないように、注意を払う必要がある。

2 特記事項および主治医意見書について

- 特記事項については、各項目に関する頻度等について具体的な記載が必要となる場合の他、自己の判断に十分自信がもてないときや、能力を勘案したとき等の際に、簡潔かつ明確に記述されたい。なお、「認定調査票記入の手引き」で想定されている範囲内で、明確な根拠に基づいて判断を行った場合については、特段の記載を要しない。
- また、状態像の変動が大きい事例においては、基本的には調査対象者、家族等の介護者への聞き取り、調査時の状況を総合的に判断を行うこととされており、加えて、変動の頻度や程度及び調査項目の判断を下した根拠やその場合の状態についても記述して差し支えない。

3 一次判定の確定について

- 基本調査の調査項目のチェック内容と、特記事項又は主治医意見書の内容とが一致しない場合については、調査員又は主治医からの聞き取りを行うなど、基本調査の調査項目等について十分に確認する必要がある。

4 二次判定について

- 特記事項又は主治医意見書の内容が、基本調査の調査結果と一致する場合は、一次判定の変更を行うことはできない。しかし、特記事項等で、頻度や程度に関して新たに明らかになった情報があった場合については、変更を行うことが可能である。
- よって、チェック項目数の多寡等の理由による一次判定の変更を行うことはできない。
- 同様に、本人の意欲の有無を根拠に一次判定を変更することはできない。ただし、特記事項等によって介護に要する時間が延長又は短縮している具体的な状況が生じていると判断される場合は可能である。
- また、要介護認定は、介護の必要度を判断するものであり、医療的な重症度や障害の程度と必ずしも一致するわけではないことに十分にご留意いただきたい。

5 認定審査会が付する意見について

- 認定審査会においては、必要に応じて認定の有効期間の延長又は短縮及びサービス種類の指定について意見を付することができる。
- 有効期間の延長又は短縮については、申請者の状態が安定して継続すると判断できる場合には、有効期間の是非について検討さ

れたい。なお、その後に何らかの事由により状態が変化しても、要介護状態区分の変更・取消（介護保険法第29～31条）により対応できる。

- また、サービス種類の指定を行う場合は、指定されたサービス以外のサービスは利用できないことから、対象者の状況を具体的に検討の上、種類を指定する必要があるが、要介護状態の軽減又は悪化を防止するため、特に療養上必要がある場合は、複数のサービスの組み合わせが可能であることも踏まえての検討が求められる。

6 状態像の例について

- 本事例集は、新たに状態像の例を追加する趣旨のものではない。
- 状態像の例との比較検討の際には、単に中間評価項目毎の得点やそれらを表示したレーダーチャートの形状のみではなく、特記事項や主治医意見書などにより総合的に判断するものであることに留意されたい。

要介護認定二次判定変更事例集

発 行 平成 12 年 8 月
厚生省老人保健福祉局老人保健課